

2017年9月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF)

議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2017年9月28日に英国 (ロンドン) で開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

2017年9月 ASAF 会議出席メンバー (2017年9月28日 ロンドン IASB)

(ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
南アフリカ財務報告基準評議会	Kim Bromfield
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Eui-Hyung Kim 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	川西 安喜 他
オーストラリア会計基準審議会 (AASB) ーニュージーランド会計基準審議会 (NZASB) と協働	Kris Peach 他
中国会計基準委員会 (CASC)	Chen Yu 他
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Andrew Watchman 他
ドイツ会計基準委員会 (DRSC)	Andreas Barckow 他
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg 他
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Alberto Giussani 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Alexsandro Broedel Lopes
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Russ Golden 他

(IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長 (ASAF の議長)、Sue Lloyd 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

2017年9月 ASAF 会議の議題

議 題	時間	参照ページ
基本財務諸表 ・代替的業績指標 ・英国財務報告評議会 (FRC) によるディスカッション・ペーパーに対するフィードバック	85 分	3 ページ

議 題	時間	参照ページ
料金規制対象活動	60 分	11 ページ
事業の定義	60 分	15 ページ
のれん及び減損	90 分	19 ページ
プロジェクトの近況報告と ASAF の議題	30 分	27 ページ

今後の日程(予定)

2017 年 12 月 7 日及び 8 日

ASAF 会議への対応

2. 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ASAF 対応専門委員会及びディスクロージャー専門委員会において検討を行った。

II. 基本財務諸表

代替的業績指標

(議題の概要)

3. 今回の ASAF 会議では、NZASB から、ニュージーランドの外部報告審議会 (External Reporting Board; XRB) が実施した代替的業績指標 (Alternative Performance Measures; APM) に関する調査結果「代替的業績指標：それらは利用者のニーズを満たしているか? (原題: “Alternative Performance Measures: Are They Meeting User Needs?”)」(以下「本調査結果」という。)についての説明があった。その後、ASAF メンバー間で、本調査結果に関して議論が行われた。

本調査結果の概要

4. 本調査は、APM の有用性を解明するため、ニュージーランドの財務報告の利用者を対象にオンラインで実施された。回答者は 87 名であり、主に個人株式投資家であった。
5. APM の有用性について、回答者の 88.5%が、「APM は有用である」又は「APM は有用である場合がある」と回答した。
6. どの APM を企業が開示することが有用かに関する質問 (複数回答可) の回答者は 86 名であり、“underlying profit” 又は “normalised profit” については 59 名が、EBITDA については 57 名が有用であると回答した。
7. 企業の業績を評価する際の主要な指標について、回答者の 56.3%が「GAAP 指標と APM の両方を一緒に使用する」と回答した。
8. 回答者の 80.2%が APM と GAAP 指標との調整又は説明が有用であると回答しており、当該情報について、「必須」「不可欠」「強制すべき」というコメントが示された。
9. 回答者の 66.3%は、会計基準において、企業の “core operations” 又は “underlying performance” に関する情報をさらに提供すべきだと回答した。
10. GAAP 指標の改善方法として、原則主義に基づく営業利益を定義することを支持する回答があった。
11. XRB は、アンケート結果を踏まえ、次のようにまとめている。
 - (1) APM は、注意しなければならない点もあるが、有用である。
 - (2) APM は、GAAP 指標を代替するものではなく、GAAP 指標を補足するか、GAAP 指標と一体で使われるものである。

(3) APMに合わせ、GAAP指標との調整やその他の説明を提供しなければならない。

(ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言)

12. ASBJからは、特段の発言は行っていない。

(参加者のその他の発言)

13. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(1) 本調査結果は、GAAP指標とAPMの両方に目的適合性があるという点や、営業利益の定義が問題の解決に必要となるという点で、米国で行った調査結果と整合している。米国では、一般的に、EBIT(Earnings before interest and tax)等の開示された金額から直接導かれるAPMよりも、経営者が独自に設定したAPMの方が信頼性は低いと考えられている。言い換えれば、内部統制や監査を経た金額から直接導かれるAPMの方が、経営者が作り出したAPMよりも信頼されている。

なお、Non-GAAP指標は、法的に区別されており、GAAP指標から調整し、GAAP指標より目立ってはならず、変更する際にはその旨を開示しなければならない。米国証券取引委員会(SEC)は、既に存在しているこれらの規則の順守を確実にすることをEBITから除かれる費用項目を定義することよりも優先している。

(2) GAAP指標に含まれる一部の項目について認識時点を調整したAPMは、アンカーが存在しないので、GAAP指標に遡ることが難しい。また、作成者がAPMをGAAP指標よりも優れた数値であると認識している場合、GAAP指標に代えてAPMを表示し、GAAP指標と同等に目立つようにAPMを開示することを懸念する。

(3) 本調査結果において、GAAP指標は、基本財務諸表に表示される行項目又は小計から直接把握される指標とされており、必ずしもIAS第1号「財務諸表の表示」により定義されたものに限定されない。現状、IFRSで定義されているGAAP指標が少ないため、調整が難しいうえに、表示場所が近いGAAP指標も少ないが、本調査結果では、GAAP指標からの説明や調整を求める回答者が少ないことに驚いた。

(4) 我々の法域の利用者には、GAAP指標のみを主要な指標として使用すると回答した人がいなかった点のみが、本調査結果と異なる点である。また、利用者はAPMや主要業績指標は、業種ごとに定義されている時のみに目的適合性があると主張していた。さらに、監査済財務諸表への依拠割合は20%で、残りの80%は監査対象ではない財務諸表の外の情報を使うと回答した。会計基準設定主体としては、決定する事項、検討する範囲、達成する事項を慎重に決める必要がある。また、会計と監査の基準設定主

体が共同で当該領域についての簡潔な文書を提供することが望ましいという回答もあった。財務諸表の目的適合性というテーマは、基準設定主体にとって非常に重要なテーマであると考えられる。

- (5) 我々の地域における利用者は、営業利益の定義や、細分化された情報や「反復的ではない (non-recurring)」に関する情報を要望しており、本調査結果と整合している。また、APM には要件や基準がないため、比較可能性や理解可能性の担保が課題である。
- (6) ブラジルでは、EBITDA (Earnings before interest, taxation, depreciation and amortisation) の内容が企業によって異なるという状況がある。また、Non-GAAP 指標で、GAAP 指標との調整が不可能な APM が増加しているのではないかと。
- (7) APM については、その計算方法や含める項目が業種により異なっている。同じ業種の中で比較可能性を確保することは重要である一方、異業種間で確保することは極めて困難である。
- (8) APM に関して検討する範囲を明確にすべきである。会計基準設定主体が APM を定義することは難しい。営業利益や EBIT 又は EBITDA は、利用者にとっては有用かもしれないが、利用者の全てのニーズに答える必要があるのか。

会計基準設定主体が「通例でない (unusual)」、「頻度が低い (infrequent)」、「反復的ではない (non-recurring)」等の用語を定義することは難しく、仮に定義したとしても、規制当局の要求事項により国別の差異は避けられない。したがって、会計基準設定主体としては、各国で柔軟に使うことができるように、重要な APM について原則的な定義を定めることを提案する。

- (9) IFRS が今後、APM の議論に深入りせず規制当局の許容する枠内で調整や説明を行えば、企業に自由に APM を使わせる方向性に向かうのか、あるいは、会計基準設定主体として共通のプラットフォームを作り基本財務諸表の中の財務情報と APM との間の架け橋を作る方向性に向かうのかということについて共通認識が必要である。APM は、比較可能性を損なう可能性がある方向性で開発されるべきではない。標準化された財務情報についても解釈が出るうえに、標準化されない財務情報に関する記載も多く開発されるようになるため、十分に注意しなければならない。
→EBIT の導入や、ガイダンスの策定を検討している。(IASB Hoogervorst 議長)
- (10) 米国では、全業種に共通する小計は、EBIT や EBITDA を含め存在しないため、開示すべき分解情報と小計を一緒に検討するよりも、分解情報を単独で検討する方が有用と考えている。具体的には、損益計算書に性質や機能に応じて開示すべき行項目を追加することを検討しており、セグメント情報についても検討している。なお、経営者

が事業を管理するために使用する指標と、外部に開示する Non-GAAP 指標は異なる。

英国 FRC によるディスカッション・ペーパーに対するフィードバック

(議題の概要)

14. 今回の ASAF 会議では、基本財務諸表プロジェクトのうち、キャッシュ・フロー計算書の改善に関連して、英国 FRC が 2017 年 7 月に公表した「ディスカッション・ペーパー『キャッシュ・フロー計算書の改善』に対するフィードバック・ステートメント」の内容及びこれに対する IASB スタッフの対応方針案について議論が行われた。

英国 FRC によるディスカッション・ペーパー及びそれに対するフィードバック

15. 英国 FRC によるディスカッション・ペーパー（以下「本 DP」という。）における主な提案は次のとおりである。

(1) キャッシュ・フロー計算書は、キャッシュの流出入（キャッシュ・フロー）を報告すべきである。具体的には、次のことを提案する。

- ① 擬制された (notional) キャッシュ・フロー（非資金取引に係るキャッシュ・フローを擬制したもの¹⁾）は、キャッシュ・フロー計算書において報告すべきでない。
- ② 財務業績計算書とキャッシュ・フロー計算書の間での営業活動の調整は、キャッシュ・フロー計算書において報告すべきではなく、補足的な注記に記載すべきである。
- ③ キャッシュ・フロー計算書は、「現金及び現金同等物」ではなく、「現金」を報告すべきである。

(2) キャッシュ・フロー計算書における営業活動、投資活動及び財務活動の 3 区分は、維持すべきである。そのうえで、次のことを提案する。

- ① 営業活動は、積極的に定義又は記述すべきであり、営業の概念はキャッシュ・フロー計算書及び財務業績計算書の両方で整合させるべきである。また、営業利益を出発点として、営業活動によるキャッシュ・フローへの調整を行うべきである。

¹ 例えば、機械のリース取引について、借入による機械購入取引であるかのようにキャッシュ・フローを擬制すること。

- ② 有形固定資産の取得に係るキャッシュ・フローは、その上に小計を設けたうえで、営業活動によるキャッシュ・フローに含めて報告すべきである。
- ③ 営業活動に関係しない項目及び税金は、それぞれキャッシュ・フロー計算書の別個の区分において報告すべきである。
- ④ キャッシュ・フロー計算書の別個の区分において、流動性の高い資源 (liquid resources) の管理に関するキャッシュ・フローを報告すべきである。
- ⑤ 金融負債に関する利息の支払は、キャッシュ・フロー計算書の財務区分において報告すべきである。

16. 回答者は、次のことに同意していた。

- (1) キャッシュ・フロー計算書は重要であり、改善が必要である。
- (2) 擬制されたキャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書において報告されるべきでない。
- (3) 営業活動は、定義又は記述されるべきである。また、営業利益と営業活動によるキャッシュ・フローとの調整は常に表示又は開示されるべきである。
- (4) 金融負債に関する利息の支払は、キャッシュ・フロー計算書の財務区分において報告されるべきである。
- (5) 税金は、キャッシュ・フロー計算書の別個の区分において報告されるべきである。

17. 回答者は、次のことに関して見解が分かれていた。

- (1) 有形固定資産の取得に係るキャッシュ・フローを、営業活動によるキャッシュ・フローに含めて報告すべきか。
- (2) キャッシュ・フロー計算書は、「現金及び現金同等物」又は「現金」のいずれを報告すべきか。
- (3) 営業活動の調整をキャッシュ・フロー計算書又は注記のいずれで表示又は開示すべきか。

IASB スタッフの対応方針案

18. IASB は、2016 年 12 月の IASB ボード会議において基本財務諸表プロジェクトの範囲について暫定的に合意しており、キャッシュ・フロー計算書については、次の領域を改善するかどうかを調査することとしている。

- (1) キャッシュ・フロー計算書における利息及び配当の区分についての選択肢の廃止
 - (2) キャッシュ・フロー計算書の営業カテゴリーと財務業績計算書の営業カテゴリーの整合性
 - (3) 間接法によるキャッシュ・フローの調整の出発点の統一
19. IASB スタッフは、IASB がプロジェクトの範囲について前項に記載した 3 点に限定する旨を暫定的に合意していることを踏まえ、本 DP 及びフィードバックの内容についても、これら 3 点に関連するものについてのみ、今後の IASB ボード会議で議論する方針であるとしている。

ASAF メンバーへの質問

20. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
- (1) 本 DP 及びそれに対するフィードバックが、IASB の基本財務諸表プロジェクトにどのような影響を与えるか。
 - (2) 前項に記載した IASB スタッフの対応方針案について、質問又はコメントがあるか。

(ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言)

21. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(1) 財務業績計算書及びキャッシュ・フロー計算書の営業カテゴリーを整合させるといふ IASB スタッフの対応方針案は支持するが、現時点では、財務業績計算書に営業カテゴリーは存在しない。このため、IASB は、最初に営業利益を定義すべきであり、その後営業カテゴリーに対応するキャッシュ・フローが何かを検討すべきである。現行の IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」における営業キャッシュ・フローの定義は、所与とすべきでない。

22. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(1) 現在の営業キャッシュ・フローの定義の下では、金融機関の主要な事業に係るキャッシュ・フローが営業キャッシュ・フローに含まれないため、金融機関にとって、キャッシュ・フロー計算書が有用でないという問題がある。ASBJ の発言のとおり、営業キャッシュ・フローが直接的に定義される場合、この問題が解決する可能性が

ある。しかし、それは非常に困難な判断が必要となる。

- (2) 全般的なコメントとしては、キャッシュ・フロー計算書を検討する際に、財務業績計算書を考慮に入れるべきであり、キャッシュ・フロー計算書を財務業績計算書に整合させるべきと考えている。このため、ASBJの発言に同意する。

(参加者のその他の発言)

23. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 我々の地域、特にブラジルでは、キャッシュ・フロー計算書は、金融機関を除いて、一般的に重要であるという意見が聞かれている。バーゼル銀行監督委員会が、流動性カバレッジ比率や安定調達比率などの新しい規制を公表しているが、これは金融機関のキャッシュ・フロー計算書が機能していないためである。このような一種の代替的業績指標は、キャッシュ・フロー計算書が適切に作成されれば算定できるものであり、キャッシュ・フロー計算書の現状に対する批判と考えられる。

- (2) 有形固定資産の取得に係るキャッシュ・フローの取扱いについて、回答者から、通常の更新投資は営業活動に区分し、大規模な新規投資は投資活動に区分すべきであるという意見が聞かれたかどうかを確認したい。

→投資の種類によって、区分を分けるべきであるという見解を示した回答者は存在したが、その場合、実務上の論点が生じる可能性がある。(FRC スタッフ)

- (3) 擬制されたキャッシュ・フローについては、性急に結論を出さないよう注意しなければならない。キャッシュ・フロー計算書に何を反映させるべきなのか、また実質優先という考え方がどのような役割を果たすのかを再度検討すべきである。

- (4) 本 DP に対するフィードバックにおいて、回答者から多くの支持を得た提案の 1 つは、営業活動を定義又は記述することであったと理解しているが、我々はこれまでに営業利益の定義又は記述に関する非常に困難かつ広範な議論を行ってきた。キャッシュ・フロー計算書の文脈における営業活動の定義又は記述は、これまで行ってきた取組みと同じものか、それとも異なるものか。

→これまで行ってきた取組みと同じものであると考えている。多くの反対が予想されるが、営業の概念は財務報告において広く使われており、我々はそれが意味するものに一定の合理性を認めている。(FRC スタッフ)

- (5) どのように営業利益を定義するかなどの論点はあるものの、キャッシュ・フロー計算

書と財務業績計算書の整合性を検討することには賛成する。

IFRS が様々な業種の企業に対して適用されることから、IASB が、キャッシュ・フロー計算書における利息及び配当の区分の選択肢を廃止することが実現可能であるかどうかについては、疑問を持っている。

我々の法域では、長年直接法が要求されてきたため、IFRS 導入後の現在においても直接法を採用したうえで、財務業績計算書との調整表を表示又は開示する企業が多く、利用者からも直接法の方が有用であるとの意見が多く聞かれている。このため、本 DP における提案には含まれていないが、直接法を廃止する方向性は支持しない。

また、税金を別個の区分に表示する提案に賛成する。

- (6) IASB スタッフの対応方針案を支持する。また、IASB は、基本財務諸表における営業利益の定義及び表示と整合的となる、間接法によるキャッシュ・フローの調整の出発点を検討すべきである。
- (7) 間接法によるキャッシュ・フローの調整の出発点を明確に定義することは、非常に重要であり、明確な定義がないことにより、財務諸表の比較可能性が失われることを懸念している。今後、営業利益を定義することに成功した場合には、キャッシュ・フローの調整の出発点として、営業利益を使用すべきであると考えている。

有形固定資産の取得に係るキャッシュ・フローの取扱いについて、我々の法域における関係者の見解が分かれているが、我々は業種の違いを考慮すべきであると考えている。

III. 料金規制対象活動

議題の概要

24. IASB は、2014 年 9 月にディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」（以下「料金規制 DP」という。）を公表した。
25. 料金規制 DP に対して寄せられたコメントを踏まえ、IASB は、2015 年 5 月の IASB ボード会議において、「定義された料金規制」を基礎として、料金規制対象活動に関連する三者（料金規制対象企業とその顧客、料金規制対象企業と料金規制機関、及び、料金規制機関と料金規制対象企業の顧客）の関係に着目しつつ、基準設定活動の一環として 2 度目のディスカッション・ペーパーを公表することを暫定決定している。
26. 今回の ASAF 会議では、2017 年 4 月から 9 月の IASB ボード会議で審議された料金規制の新しい会計処理（新モデル）及び規制資産の測定に関する設例につき IASB スタッフから報告があった。

（料金調整メカニズム）

27. 新会計モデルは、料金規制機関と料金規制対象企業との間の合意（規制上の合意）で設定された、以下の差異を反映する料金調整メカニズムに焦点を当てている。
 - (1) 実際と予想の差異（企業に将来の規制料金を増額させる権利を与え、又は、将来の規制料金を減額させる義務を課す。）
 - (2) 以下のときに発生する時点差異
 - (a) 企業は規制上の要求事項を充足した又は部分的に充足したが、関連する補償金額はまだ当期の規制料金に含まれていなかった。（将来の規制料金を増額させる権利）
 - (b) 当期の規制料金には、未だ充足されていない規制上の要求事項に関連した金額を含めていた。（将来の規制料金を減額させる義務）

（概念フレームワークの資産及び負債の定義との関係）

28. IASB は、「定義された料金規制」の各特性を組み合わせると、料金調整メカニズムから創出される権利及び義務は、今後公表予定の改訂概念フレームワークの資産及び負債の定義を満たしていると結論付けている。

（新モデルの会計処理）

29. 顧客との契約に対して他の IFRS 基準（IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」

を含む。)をまず修正せずに適用し、その後、新モデルを使用して、料金調整メカニズムによって発生する追加的な権利(将来の規制料金を増額させる権利)及び義務(将来の規制料金を減額させる義務)を規制資産及び規制負債として認識する。

(規制資産の測定に関する設例)

30. 規制資産の測定について、以下の前提に基づき5つの設例を示して検討している。

- (1) 20X1年に(未回収の)追加コスト80(時点差異の名目金額)が発生する。
- (2) 20X2年からの4年間で追加コストを回収するように各期の料金が増額される。
- (3) 料金設定は料金規制機関が決定し、新モデルでは所与となる。
- (4) 料金増額には、「コストのみ(各期20)」、「コスト+貨幣の時間的価値(市場金利で代替。以下同様)(20+金利)」及び「コスト+貨幣の時間的価値+リターン(20+金利+リターン)」の3パターンが考えられる。
- (5) 測定基礎として将来キャッシュ・フローの現在価値を採用する場合、割引金利には、「0%(実質的に、割り引かないことになる。）」、「市場金利」及び「市場金利+リターン」の3パターンが考えられる。
- (6) 検討結果の要旨は以下のとおりである。

条件		検討結果		
増額料金	割引金利	規制資産の 現在価値	特記事項	設例
コストのみ	0%	コストと一致	N/A	設例 1, 3
	市場金利	コストより小	初日損失(Day 1 Loss)発生 <u>質問1(次項)参照</u>	設例 3
コスト +貨幣の時 間的価値	市場金利	コストと一致	金利相当分は各期で認識	設例 2
コスト +貨幣の時 間的価値 +リターン	市場金利	コストより大	初日利得(Day 1 Gain)発生 (金利相当分は各期で認識) <u>質問2(次項)参照</u>	設例 4
	市場金利 +リター ン	コストと一致	リターン及び金利相当分は各 期で認識	設例 4

(ASAF メンバーへの質問)

31. ASAF メンバーには以下の点が質問されている。

- 1 料金に貨幣の時間的価値を反映していない場合に、(市場金利で割り引いて) 初日損失(Day 1 Loss)を認識すべきか。
- 2 料金にリターンが反映されている場合に、(市場金利で割り引いて) 初日利得(Day 1 Gain)を認識すべきか。
- 3 次の点に関してコメントがあるか。
 - a 規制資産の特性が適切に反映されるのは、次のいずれの測定か。
 - i. 将来の料金に含まれるコストの名目金額
 - ii. 関連する将来キャッシュ・フロー(増額料金)の割引現在価値
 - b 請求開始が遅れる時にその間の金利を純損益に認識すべきか、又は顧客に請求した時から純損益に認識すべきか。
- 4 その他規制資産の測定に関してコメントがあるか。

ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

32. ASBJからは、特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

33. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 規制資産の測定を検討する際には、規制資産の性質は何かという分析が重要である。提示された例の規制資産は、債権(既に提供したサービスに対して将来受領できる対価)に類似していると考え。したがって、規制資産は現在価値で測定すべきということになる。質問1では初日損失を、質問2では初日利得を第1期に認識すべきと考える。
- (2) 測定方法の検討にあたっては、現実に起きる例を検討していく必要がある。また、いずれの測定方法にするにせよ、IASBで検討中の他の新しい基準の考え方と整合させておく必要がある。規制資産によってどのような情報を利用者に伝えるかが重要であり、あとは、伝える情報とそのための複雑性との間のトレードオフの問題ではないか。
- (3) 規制資産の性質は何かという分析が重要であるが、それが明確でない場合も多い。例えば、既に提供したサービスのコストを将来において回収するという場合もあれば、

風水害の復旧コストのように単にコストを繰り延べるという場合もある。

- (4) どのような原則に基づいて規制資産を計上するかを検討していくことが必要であり、設例を個々に見ているだけでは判らない。
- (5) 顧客との契約に基づいたものではないため、債権という考え方には賛成しかねる。割り引くのが良いかどうかは、簡単に決められる問題ではない。
- (6) 損益調整に焦点を当てる、IAS 第 12 号「法人所得税」及び IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」との整合性も考慮すべきである。IAS 第 12 号では、割引は行っていない。また、複雑性の問題にも配慮すべきである。
- (7) 規制資産の性質は何かということが重要である。
- (8) 規制資産の性質は何かということが重要である。また、測定の不確実性の問題及び収益操作に悪用されるリスクも考慮する必要がある。
- (9) IFRS 第 15 号における債権と契約資産の違いは、現金を受領する無条件の権利がある（債権）か否（契約資産）かだけである。契約資産は、現金を受領する無条件の権利ではないものの、対応する履行義務を充足しており、コストだけではなく利益も含めることになる。履行義務を充足しているかどうかポイントとなる。（IASB 理事）
- (10) 我々の法域の利用者は、資産ベースとそれに対するリターンに着目している。もし、資産ベースに、すでに充足した履行義務に対応する部分だけを含めて、そうでない部分を含めないということになると、利用者に対しその旨を説明しなければならなくなる。
- (11) IASB スタッフの提案を支持する。顧客との契約ではなく、料金規制機関との規制上の合意に基づくサービスの提供に応じて収益を認識すべきである。
- (12) 対象範囲の問題が重要である。
- (13) 現在検討中の料金規制モデルでは、規制資産は、顧客との関係（顧客との契約）ではなく、料金規制機関との関係（規制上の合意）に基づいて計上可否を判定する。そのうえで、規制上の合意に基づく義務を履行したときの会計処理を、IFRS 第 15 号の顧客との契約における履行義務を充足した場合の会計処理を参照して決定することを検討している。（IASB 理事）

IV. 事業の定義

議題の概要

34. IASB は、2016 年 6 月に公表した公開草案「事業の定義及び従来保有していた持分の会計処理」（以下「ED」という。）に対して受領したコメントについて、2017 年 6 月に審議を完了した。

一方、FASB は、2017 年 1 月に会計基準更新書 (ASU) 第 2017-01 号「企業結合 (トピック 805) : 事業の定義の明確化」（以下「ASU」という。）を公表している。

35. ED の再審議における IASB の暫定決定と ASU の規定は、主に以下の点で整合していない。しかし、これらによって実務に重要な相違は生じないものと考えられる旨が IASB スタッフから説明された。

(1) 選別テストについて、IASB は取引ごとに実施するか否かを選択できることを暫定決定した。一方、ASU では選別テストの実施は強制されている。また、ASU は選別テストの際に現金及び現金同等物を総資産から控除するという修正を加えているが、IASB はこの点について議論していない。

(2) アウトプットの定義に含まれる「他の収益」について、IASB の暫定決定では適用ガイダンスにおいて説明しているが、ASU では結論の根拠において説明している。

(3) IASB の暫定決定ではアウトプットの定義と整合するように事業の定義を修正しているが、ASU では事業の定義を修正していない。ただし、ASU における事業の定義は、事業の定義に係るガイダンスを明示的に参照しており、当該ガイダンスにアウトプットの定義も含まれている。

(4) 実質的なプロセスについて、IASB は外部委託された労働力であっても実質的なプロセスを遂行する可能性があるとしているが、ASU では従業員で構成される組織化された労働力でなければならないとしている。

(5) のれんについて、IASB は僅少とはいえない金額ののれんの存在は、取得したプロセスが実質的であることの指標となり得る旨の記載を削除することを暫定決定した。一方、ASU では結論の根拠において当該記載が残されている。

36. 今回の ASAF 会議においては、前項に示した IASB の暫定決定と ASU との間の相違に関する ASAF メンバーの見解について議論が行われた。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

37. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 選別テストの実施を選択できるものとする、選別テストを実施した場合及び実施しなかった場合の結果を見てから、選別テストを適用するか否かを決定できることとなる。そうした事態を防ぐことは困難であり、選別テストを選択できるものとするに懸念を抱いている。
- (2) この懸念に対処する方法として選別テスト自体を実施しない、もしくは選別テストを強制することが考えられるが、米国会計基準とのコンバージェンスの観点から選別テストを強制することが望ましいと考えている。

38. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 企業が選別テストを実施し、その結果を知っておきながら、選別テストを実施していないと主張することができるので、選別テストを強制する方が望ましいと考えられる点で ASBJ の見解に同意する。何かを実施したことの証明は容易だが、実施していないことの証明は困難であり、選別テストを選択できるものとするは適用面で注意が必要となる。

参加者のその他の発言

39. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 議論の前提を確認したいが、選別テストを選択できるものとした理由は財務諸表作成者の負担を軽減することにあつたものと理解している。一方で、負担が軽減されないと考える関係者もいるようだが、選別テストを選択できるものとするは逆効果なのだろうか。(IASB 理事)

→選別テストは完全なものではなく、その目的は、答えが比較的明確な場合において適切な答えを導くことで実務上の簡便法を提供することにある。選別テストを強制したうえで、さらにプロセスが実質的かどうか評価することを求める意見があるが、常に選別テストの実施を求めることは実務負担を軽減するという目的に反するだろう。選別テストを選択できるものとするは、答えが単純と考えられるケースにおいて実務を簡素化するという IASB の方向性とも整合しており、そこから生じる弊害は比較的小さいものと考えている。
- (2) 選別テストを実施するか否か選択できるべきであるが、選別テストを実施したとしてもなお、実質的なプロセスの判断を実施することが認められるべきである。

- (3) 選別テストを単純に選択できるものとするべきではないと考えており、選別テストが不要であるという明確な根拠がない限り選別テストを実施し、明確な根拠がある場合には実質的なプロセスを判定する方法が望ましいと思われる。
- (4) ASU の改訂においても、選別テストの結果を反証可能な推定とするかどうかについて議論した。しかし、反証するためには選別テストに追加の手続が必要となり、手続の簡素化という目的に反することから選別テストの結果を反証可能な推定とはしないこととした。また、選別テストを選択できるものとした場合、実際に選別テストを実施したかどうかを判別できないのではないかと懸念している。
- (5) このプロジェクトの目的は IFRS と米国会計基準で同様の結果が得られることにあると考えており、両基準を適用した結果に重要な相違は生じないであろうという IASB スタッフの見解に同意する。発効日の違いから多少の問題が生じる可能性があることが唯一の懸念であるが、このままプロジェクトを進めて完了させるべきである。
- (6) 他のメンバーと同様、選別テストを選択できるものとするのは、得られる結果が望ましい場合にのみ選別テストを完了させる誘因となり、モラルハザードを起こしかねないと懸念している。そのため選別テストを一つの指標とする、あるいは反証可能な推定とすることを提案したい。

また、重要とはいえない金額ののれんの存在に関する記載を削除する IASB の暫定決定を支持する。取得した対象が事業であるかどうかを確定する前に、対価を資産及び負債に配分し、のれんの金額を決定する必要はないと考えるためである。選別テストを除いて、IASB の暫定決定には概ね同意する。

- (7) IFRS と米国会計基準で同様の結果が得られるかどうかを考える際には、監査人や財務諸表作成者の観点からだけでなく、規制環境が異なる場合でも同様の結果が得られるのかどうかという点も念頭に置く必要があるだろう。
- (8) 複数のメンバーが選別テストを選択できるものにするに反対であったが、賛成するメンバーもいた。反対しているメンバーは、選択できるものとする事でストラクチャリングの機会を提供し、財務諸表の比較可能性を阻害することを懸念している。

あるメンバーは米国会計基準とのコンバージェンスを優先すべきであり、選別テストを強制的かつ条件を満たせば確定するものにするべきであると提案した。コンバージェンスよりも高品質な原則主義に則った基準開発が重要であるため、選別テスト自体を実施しない、あるいは選別テストをプロセスが実質的か否かを検討する際の要素の一つとすることを提案するメンバーもいた。このメンバーは、基準を最終化

する前に選別テストを選択できるものとする事による影響を調査すべきだと提案した。

(9) 選別テストについて、当初は反証可能な推定とすることを支持していたが、簡素化のためにも IASB の暫定決定を支持する。

(10) 選別テストを選択できるものとする事、あるいは選択できるものだとしても条件を満たせば確定するものとするのか又は反証可能な推定とするのかについて、それぞれ異論があることは理解した。ただし、それらから得られる結果に違和感がないのであれば、過程にとらわれる必要はないのではないか。(IASB 理事)

→結果が重要であるという点に同意する。これまで IASB と FASB が各々プロジェクトを進めてきたが、異なる結果を求めていたわけではない。両プロジェクトの過程で得られた教訓から真にコンバージェンスされた結果が得られることにより、IASB と FASB のより緊密な連携につながると考えている。

V. のれん及び減損

議題の概要

40. 今回の ASAF 会議では、次の 2 点について議論された。

- (1) 2017 年 6 月 29 日に公表された EFRAG のディスカッション・ペーパー「のれんの減損テストは改善できるか？」における EFRAG の提案
- (2) IASB ののれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクトに関連して、IASB スタッフによるのれんの減損テストの有効性を改善する提案

(EFRAG のディスカッション・ペーパーにおける提案—のれん Accretion アプローチ)

41. EFRAG より、EFRAG がディスカッション・ペーパーの中で提案しているアプローチである「のれん Accretion アプローチ」の概要が紹介され、その後、ASAF メンバーの見解が共有された。
42. EFRAG が提案するのれん Accretion アプローチは、のれんの減損を覆い隠す (shield) 効果として EFRAG が識別した次の 2 つのシールドのうち、第 2 のシールドに対処することを目的としている。
 - (1) 第 1 のシールド：被取得事業ののれんが配分される、取得企業の既存の資金生成単位（以下「CGU」という。）における未認識ののれん（取得前ヘッドルーム：PH (pre-acquisition headroom)）
 - (2) 第 2 のシールド：購入のれんに置き換わる又は補充される、取得後に生じた認識されないのれん（取得後ののれん：自己創設のれん）
43. のれん Accretion アプローチの基本的な仕組みは次のとおりである。
 - (1) のれんの期首残高に Accretion 率（割引率）を乗じて Accretion 額を決定する（Accretion 額は貸借対照表に認識されず、減損テストの目的でのみ使用される。）。
 - (2) 累計 Accretion 額を、CGU の帳簿価額と回収可能価額との比較に加味する。
 - (3) 累計 Accretion 額を加えた CGU の帳簿価額が回収可能価額を上回る金額は、のれんの減損として認識する。
 - (4) のれんの減損が生じた場合には累計 Accretion 額を減額し、減損が生じていない場合は当該 Accretion 額を維持する。
 - (5) のれんが完全に認識されなくなるまで、Accretion 額の算定を継続する。Accretion

額を計算するための Accretion 率は、毎期見直すことを前提とする。

(IASB ののれんの減損テストの有効性を改善する提案)

44. IASB スタッフより、減損テストの有効性を改善することを目的とする提案として、次の2つが紹介された。その後、ASAF メンバーの見解が共有された。

(1) PH アプローチ

のれんが配分される既存の CGU について、取得前に発生している未認識の自己創設のれん又は資産 (PH) の金額を計算し、計算された PH の金額を、のれんが配分された CGU の帳簿価額と回収可能価額との比較に加味することにより、購入のれんの減損が覆い隠される効果に対処する提案

(2) 単一モデルによる回収可能価額の算定

回収可能価額を処分コスト控除後の公正価値 (以下「FVLCD」という。) 又は使用価値 (以下「VIU」という。) のいずれか高い金額としてではなく、単一モデルで算定する (FVLCD のみ、VIU のみ、あるいは企業が資産の回収を見込んでいる方法に応じて FVLCD 又は VIU のいずれかを選択する) 提案

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

45. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 我々は、自己創設のれんを資産に認識すべきでないと考えており、のれん Accretion アプローチが、購入のれんが自己創設のれんに置き換えられることを前提としている点や、当該アプローチが目指そうとしている方向性には同意する。
- (2) 一方、のれん Accretion アプローチの下で損失として認識される金額は、一般的に会計処理されない、いわゆる機会損失であると考えられることから、関係者にとっては理解が困難であると考ええる。
- (3) PH アプローチについて、企業が企業自身の自己創設のれんを計算することは困難であり、また概念フレームワークにも示されているとおり、企業は自身の自己創設のれんを計算すべき立場にない。
- (4) のれん Accretion アプローチと PH アプローチは、いずれも減損損失を現行の減損モデルに比べてより早く認識するものではあるが、減損後ののれんの帳簿価額が意味するものや、測定の目的を理解することや説明することが困難となることを懸念している。

(5) IAS 第 36 号「資産の減損」によるのれんの減損テストでは、第 1 のシールド (PH) 及び第 2 のシールド (自己創設のれん) によつてのれんの減損が覆い隠されるとする EFRAG の主張について、我々は、CGU を構成する他の識別可能資産について取得後に発生する含み益という別のシールドも存在すると考えている。このシールドに対処するためには、米国会計基準においてコストの問題から廃止されたステップ 2 のような仕組みが必要である。我々は、減損テストの簡素化が必要と考えており、いずれの方法も簡素化には繋がらないと考える。

46. ASBJ からの発言に対して参加者から特段の発言はなされなかった。

参加者のその他の発言

47. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

のれん Accretion アプローチについて

(1) Accretion 率に VIU を計算する際の割引率を使用する提案は、企業に VIU の測定を常に (企業が FVLCD を使用する場合であっても) 要求することにつながるのではないか。

→EFRAG が公表したディスカッション・ペーパーは、単一モデルによる回収可能価額の算定の提案も含んでおり、VIU のみに統一する方法もあり得る。

(2) のれん Accretion アプローチは、購入のれんの価値が最終的にはゼロになるという概念に基づくものであるのか。また、仮に回収可能価額がのれんを含む CGU の帳簿価額と同額であり続ける場合には、Accretion 額と同額の減損損失が每期認識されることになるのか。(IASB 理事)

→我々の提案するモデルの目的に、のれんの帳簿価額をゼロにすることは含まれてはいない。PH 及び自己創設のれんのシールド効果を取り除き、計算上のれんの減損が起り易くすることを考えている。

(3) EFRAG の提案するのれん Accretion アプローチは、理論的には、減損を回避するために、活動に関連する成長率を含む公正価値の成長が必要となると理解している。そうであれば、Accretion 率を複利で計算すべきではないか。

(4) ブラジルは、中央銀行がのれんを償却した財務諸表と、のれんを償却しない IFRS ベースの財務諸表をほぼ同時に 2 種類公表することを銀行に要求しているという、興味深い貴重な経験をしている状況にある。この 2 種類の財務諸表について、少数の

投資家から聞かれる意見として、分析上は、のれんの金額ものれんの償却額も消去しており、それらの金額はノイズでしかないというものがある。この点、のれん Accretion アプローチは、のれんの減少として純損益に認識される金額という意味では償却と同じであり、別のノイズを追加するに過ぎないと考えられる。したがって、財務諸表に価値のある情報を追加することになるのか、利用者の観点から目的適合性があるものなのか疑問である。

→特に米国の銀行業において、規制当局は、のれんを規制上の資産とみなすことを認めていない。彼らはのれん自体を正当なものとは認めていないため、減損損失の金額も償却額もノイズであると考えている。他の業界では、減損損失は、投資の失敗を示す質的で遅行する指標であると考えられている。

- (5) のれん Accretion アプローチにおいて、Accretion 額を積み重ねて減損を加速していくと、最終的にのれんの金額がゼロになる。それならば、複雑な方法を追求するよりも償却すればよいのではないか。のれんは残余として測定されるものであり、便益の現在価値として個別に測定されるものではない。個人的には、取得日現在で見積られた Pay back 期間に基づく償却を支持する。

→投資を短期間で回収でき、投資が成功と考えられる場合に、より短い償却期間となることには懸念がある。(IASB Hoogervorst 議長)

- (6) のれん Accretion アプローチを採用する場合に、のれんの減損損失が遅すぎるといふ懸念に対処して現行よりも早い減損損失の認識をもたらすことは理解できるが、その論理には理解できない点がある。事後的に計算される回収可能価額は、将来キャッシュ・フローの測定日現在の価値を表すべきであり、取得日における想定を考慮に入れるべきではないのではないか。

- (7) 関係者にのれん Accretion アプローチを最初に紹介した際の反応は、このアプローチは非常に複雑だということであった。その他、Accretion 率の決定において判断の余地が大きく恣意性が懸念されること、他の長期資産においては考慮されない Accretion 額をのれんの減損テストの場合にのみ考慮すべき理由が理解できないこと、のれんが配分された CGU 自体が変化 (例えば縮小) する場合に、当該変化の影響をどのように考慮すべきかが明確でないなど、様々な懸念が関係者から聞かれている。

- (8) 我々が関係者にアウトリーチを行った際にも、モデルが非常に複雑であるという見解が聞かれた。また、取得後に発生した自己創設のれんが減損を覆い隠す効果に着目する場合、購入のれんが配分されていない CGU について発生した自己創設のれんに

についても同様のアプローチを適用すべきかが論点となる。特に、ブランドなどの償却されないのれん以外の無形資産への適用が問題となるのではないか。

- (9) 利用者は、最近ののれんの減損金額にほとんど価値を見出していない。彼らは減損することにより経営者が過去の負の遺産を清算するという意味での心理的な情報を主に判断の材料としている。のれん Accretion アプローチは興味深いが、マーケットの早い判断がこのアプローチよりも先に減損を認識する可能性がある。(IASB 理事)
- (10) 取得後に発生する自己創設のれんに着目することに対する我々の地域の関係者の見解は分かれていた。ある法域の関係者は、自己創設のれんがのれんの減損を覆い隠す問題に対処する方向性を支持し、他の関係者は、回収可能価額の算定に関する開示を強化することにより、「too little, too late」の問題に対処する方法の方が良いと考えていた。のれん Accretion アプローチは、自己創設のれんの金額を過度に簡素化された仮定を通じて測定し、減損テストに織り込むものであり、結果として実際の経済実態を表さないものとなることが懸念される。
- (11) PH アプローチが第1のシールドに対処し、のれん Accretion アプローチが第2のシールドに対処することにより、理論的には現行の減損テストを大きく改善することができるかもしれない。これらのモデルが複雑だとは思わないが、自己創設のれんの代替となる数値の測定は、新たに発生する自己創設のれんを忠実に表現するものでなければいけない。(IASB 理事)
- (12) のれん Accretion アプローチ及び PH アプローチの一番の問題は、たとえ、基礎となる経済実態を理解している状況においてもなお、人工的な計算を求めているところである。作成者は、每期人工的な計算を行うよりも、他の複数の仮定に基づくより現実的な計算を行おうとしている。この点で、いずれのアプローチも認め難い。(IASB Hoogervorst 議長)
- (13) これらのアプローチを検討すべきではないとは言わないが、減損テストの複雑性を軽減するために取り組んでいる中で、非常に複雑なアプローチの提案を受け入れることは困難である。計算自体は複雑でないとしても、人工的に数値を増加 (accrete) させることによって、最終的に減損した結果について説明することは困難である。したがって、直感的により堅牢な何かを発見することが必要と考える。
- (14) のれん Accretion アプローチも PH アプローチも、非常に複雑でコストがかかる。それにもかかわらず、少額の減損を每期出す結果となる点は、償却と大きな差異を生じさせないものと考えられる。のれん Accretion アプローチのコンセプトは、Accretion 額自体は純損益及び資産の帳簿価額の増加として認識することなく、減損テストの

目的においてのみ人工的な計算上の仮定として Accretion 額の存在を考慮するものであり、我々が通常行っていることと一致しておらず、このアプローチが何を表すのかを説明することは大変困難である。(IASB 理事)

PH アプローチ及び単一モデルによる回収可能価額の算定について

- (15) 単一モデルによる回収可能価額の算定について、市場価格が存在する場合には市場価格に基づく公正価値を使用すべきと考えている。一方で、割引キャッシュ・フロー（以下「DCF」という。）アプローチが使用される場合には、それが公正価値の測定を目的とする場合であっても VIU の測定を目的とする場合であっても、DCF アプローチであることは変わらないため、将来のリストラクチャリングの影響の考慮などに関する相違をなくすることはできるかもしれない。また、年次報告書の他の記載との整合を求めることなどにより、経営者の意図が考慮される結果として、VIU の金額が公正価値よりも高くなり過ぎることを防ぐ効果があるかもしれない。

また、別の論点ではあるが、簡素化という点では、関係者からののれんの CGU への配分に関する懸念が多く聞かれており、事業セグメントのレベルと整合させる方法の方がより明確で簡単であり、アナリストが業績を分析する単位とも整合していると考えられる。

- (16) 現在提案されている PH アプローチは、静的なアプローチであり、これをどのようにしてより動的にするかが問題であろう。DCF アプローチの適用について、IFRS 第 13 号「公正価値測定」と IAS 第 36 号の要求事項に、将来のリストラクチャリングの影響の考慮などに関する相違があり、これに対処すべきという点は、EFRAG が公表したディスカッション・ペーパーに含まれる提案の 1 つであり、前のメンバーの見解に同意する。

単一モデルに基づく回収可能価額の算定の提案に含まれている、企業が資産の回収を見込んでいる方法によりいずれかを選択する案は、IAS 第 12 号の適用上の課題として指摘されているように、企業が複数の方法により資産を回収することを見込んでいる場合もあり、複雑であることから支持しない。

- (17) PH アプローチについて、企業がリストラクチャリングを行った結果として、のれんの再配分が行われた場合や、新たな企業結合により既にのれんが配分されている CGU に新たなのれんが追加される場合にはどうなるのか。既に計算されている PH の金額を更新するのか、又は 2 つの PH が測定されるのか。

→PH を計算し直す案を検討している。PH の金額を継続的に更新する案も検討しているが、年次の減損テストの免除に関する別の提案との両立が難しいことを懸念して

いる。(IASB スタッフ)

- (18) 取得前の CGU の縮小や取得後のシナジー効果から生じる自己創設のれんによっても PH の価値は変化するため、PH を凍結することには懸念がある。この懸念に対処するため、ある関係者は PH の金額を更新すべきであると考えている。一方で、自己創設のれんが認識されない理由の 1 つが測定の問題であることから、PH の金額をいつどのようにして更新するかは難しい論点であり、PH の測定が困難であることを強く懸念している。

単一モデルによる回収可能価額の算定については、多くの場合に VIU と FVLCD との間に重要な差異は生じないため、いずれの方法がより良いと結論付けるのは難しい。実務的には、多くの企業は VIU のみを算定しているため、IFRS が VIU と FVLCD のいずれか高い方を要求していることから生じる、減損テストのコストは高くはないことが聞かれている。また、(単一モデルにすることによる)簡素化を、のれんのみに適用するのか、他の長期資産の減損テストにも適用するのかは考えなければならない。後者の場合、IAS 第 36 号の大きな変更となることに留意すべきである。

最後に、「too little, too late」の問題に対処する目的で減損テストを改善するために、IASB 及び EFRAG が行っている努力には感謝する。一方で、現在、この論点はまだ中国ではリサーチを実施している段階であり、減損テストの改善と同時に、のれんの償却に関するリサーチに時間と資源を配分することはできないかについて問いかけたい。のれんの償却については、償却期間や償却方法について大きな論点があることは理解しているが、償却に関するリサーチを行う価値はあると考える。

- (19) VIU と FVLCD との間には重大な差異が生じる可能性がある。例えば、採掘産業の場合、公正価値が急落することがあり、公正価値が必ずしも企業が達成できる金額を反映しているとは限らない。この点、VIU の計算上は公正価値が上昇する可能性を議論する余地がある。
- (20) 提案された PH アプローチのモデルは、計算された減損相当額は、すべて購入のれんの減損損失として認識することとされているが、減損損失の過大認識の可能性を考慮すると、PH にも減損相当額を配分する方法の方が、より現実的で説得力があるのではないか。
- (21) 単一モデルによる回収可能価額の算定について、企業が資産を回収する方法に応じて VIU 又は FVLCD のいずれかを選択する方法を支持する。なぜなら、一方の測定属性が明らかに適切でない状況が存在するためである。例えば、企業が工場を閉鎖して売却することを想定している場合には、VIU は明らかに適切ではなく、反対に、他の

状況では、企業のビジネスモデルや企業が資産の便益を実現する方法を考えると、FVLCD がより適切な方法とは考え難い。

(22) 同一の活動に関する企業のビジネスモデルは変化し得るので、VIU 又は FVLCD のうちいずれか 1 つを永遠に選択し続けることは難しい。

(23) 今回の議論はとても興味深かった。EFRAG ののれん Accretion アプローチと IASB の PH アプローチの両方に懐疑的であることがよくわかった。これらの 2 つのアプローチは、共に自己創設のれんと購入のれんの中の level playing field に関する同じ仮定に基づいており、相互に補完的であると考えます。しかし、仮にそのような状態を作りたいのであれば、他の IASB 理事²が言うように、償却の方が安価であり、判断の要素があるといっても他のモデルと比較して大差ない。問題は、IASB が償却したいのかということだ。償却の方がずっと単純な解決方法であり、最大の問題が償却期間となる。私は、何らかの年数を選んでそれを全員が適用することを提案するだろう。私は、IASB が償却したいと考えているのか、まったく確信を持っていないが、この方向に進むのであれば、償却は簡単であり、他の複雑なモデルと比較してこれを正当化しやすいと考える。(IASB Hoogervorst 議長)

→償却といっても、減損も行うということか。(IASB 理事)

→そのとおりだ。償却と減損を行うことにより、減損に対するプレッシャーを軽減することになる。(IASB Hoogervorst 議長)

² コメント(14)参照。

VI. プロジェクトの近況報告と ASAF の議題

議題の概要

48. 本セッションでは、次の内容について IASB スタッフから説明があった。
- (1) 2017 年 12 月開催予定の ASAF 会議の議題の内容 (アジェンダ・ペーパー7 付録 A)
 - (2) IASB のアジェンダ・プロジェクトの簡単なアップデート (アジェンダ・ペーパー 7 付録 B)
 - (3) 2017 年 7 月開催の ASAF 会議における ASAF メンバーからのアドバイスを IASB スタッフ又は IASB がどのように検討したかについてのフィードバック (アジェンダ・ペーパー7 付録 C)
49. 前項(1)については、IASB スタッフは、次の項目を 2017 年 12 月開催予定の ASAF 会議の議題とすることを提案している。
- (1) 基本財務諸表
 - (2) 開示に関する取組み－開示原則
 - (3) 開示に関する取組み－「重要性がある」の定義
 - (4) 共通支配下の企業結合
 - (5) 動的リスク管理
50. 第 48 項(2)に関連して、IASB スタッフから、「負の補償を伴う期限前償還要素」(IFRS 第 9 号の修正案)の最終化について説明があり、10 月 9 日の週に公表することを予定している旨が説明された (事務局注：10 月 12 日に公表された。)
51. 今回の ASAF 会議では、次の点が質問事項とされたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われた。
- (1) 2017 年 12 月開催予定の ASAF 会議の議題の提案に対するコメントはあるか。
 - (2) 2017 年 12 月開催予定の ASAF 会議の議題の提案について、追加したい項目はあるか。
 - (3) プロジェクトのアップデート又は IASB が ASAF メンバーのアドバイスを求める時期についてコメントはあるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

52. ASBJ からは、特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

53. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(2017 年 12 月開催予定の ASAF 会議の議題)

(1) 動的リスク管理の議論はいつ再開するのか。

→動的リスク管理については、2017 年 12 月又はその次の ASAF 会議で議論する予定である。IASB ボード会議では動的リスク管理に関する教育セッションを終了しており、モデルの開発を検討し始める予定である。(IASB スタッフ)

(IASB のアジェンダ・プロジェクトのアップデート)

(2) IFRS 第 9 号における認識の中止が生じない償却原価で測定される金融負債の条件変更又は交換により生じた利得又は損失の会計処理に関する結論の根拠の追加も、10 月に公表予定の IFRS 第 9 号の修正案の最終化に含められるということによいか。

→ご指摘のとおりである。(IASB スタッフ)

以 上